



育児休業の取得回数増や不妊治療休暇を新設 非常勤職員へも改正や特別休暇を新設

7月28日、府立病院機構当局は、府職労・病院労組に対し「職員就業規則、育児・介護休業等に関する規定及び非常勤職員就業規則、非常勤職員育児・介護休業等に関する規定の一部改正について」提案しました。協議期限は、8月26日までとしています。

提案では、職員就業規則や職員育児・介護休業等に関する規程の改正では、育児休業の取得回数増と申出期間の短縮、男性育児休暇の取得対象期間を延長するとしました。また、不妊治療休暇について、大阪府に準じて有給の特別休暇5日を新設するとしました。

非常勤職員就業規則、非常勤職員育児・介護休業等に

関する規程の改正では、職員と同じく育児休業の取得回数増等、男性育児休暇・妻の出産休暇・不妊治療休暇の特別休暇（有給）を新設すると提案がありました。（提案内容は下記参照）

府職労・病院労組は、さきの団体交渉で前向きに検討と回答を引き出した不妊治療休暇の新設の要求が実現し、その他についても職員・非常勤職員が子育てしやすい職場につながる提案と考えています。協議期限までに職場からの意見を集約しながら、府立病院機構当局と折衝していきます。

職員就業規則、育児・介護休業等に関する規程 及び 非常勤職員就業規則、非常勤職員育児・介護休業等に関する規程の一部改正 について（提案）

1. 提案理由

育児・介護休業法等の改正等を踏まえ、所要の改正を行う。

2. 提案内容

(1) 職員就業規則、職員育児・介護休業等に関する規程

- ① 育児休業の取得回数について、現行制度では、子が3歳に達する日までの間に、1回取得可能であるが、2回まで取得可能とする。
- ② ①の育児休業に加え、現行制度では、子の出生後8週間を経過する日の翌日までに、1回取得可能であるが、2回まで取得可能とし、その申出期限について、現行制度では1か月前であるが、2週間前までとする。
- ③ 男性育児休暇について、現行制度では、出産予定日の8週間前の日から出産の日後16週間を経過する日までが対象期間であるが、出産の日後1年を経過する日までとする。
- ④ 不妊治療のための有給の特別休暇一の年度において、5日以内で必要と認める日又は時間を新設する。

(2) 非常勤職員就業規則、非常勤職員育児・介護休業等に関する規程

- ① 育児休業の取得回数について、現行制度では、子が1歳に達する日までの間に、1回取得可能であるが、2回まで取得可能とする②の出生時育児休業を除く。
- ② ①の育児休業に加え、子の出生後から8週間を経過する日の翌日までに、4週間を限度に2回まで分割して取得可能な出生時育児休業を新設する。
- ③ 保育所に入所できない等の理由により、子が1歳以降2歳までの間に育児休業を延長する場合について、現行制度では、子の1歳の誕生日と、1歳6か月に達する日の翌日に、延長開始日を限定していたが、開始日を柔軟化するため、1歳から1歳6か月、1歳6か月から2歳までの各期間途中でも取得可能（1回に限り途中交代可）とする。
- ④ 1週間当たりの勤務時間が29時間以上又は勤務日が5日以上で、かつ、2月を超える期間の定めにより勤務する非常勤職員に、次の特別休暇（有給）を新設する。
 - ア 男性育児休暇 出産予定日の8週間前の日から、出産の日後1年を経過する日までの期間において、5日以内で必要と認める日又は時間
 - イ 妻の出産休暇 妻の出産に係る入院の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間において、2日以内で必要と認める日又は時間
 - ウ 不妊治療休暇 一の年度において、5日以内で必要と認める日又は時間

3. 実施日

令和4年10月1日

